

1-3 大学院研究科の教員組織（専門職大学院を除く）（2006年5月1日現在）

(表19-3)

研究科・専攻	専任教員数								専任教員のうち		設置基準上 必要専任教員数		兼任 教員数	備 考		
	教授		助教授		講 師		計		助手	研究指導 教員数	研究指導 補助教員数	研究指導 教員数			研究指導 補助教員数	
	特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)									
人文科学研究科	日本語日本文学専攻	6	0	2	0	0	0	8	0	0	6(6)	2(0)	3	2	16	
	英語英米文学専攻	8	0	0	0	0	0	8	0	0	8(8)	0(0)	3	2		
	応用社会学専攻	14	0	0	0	0	0	14	0	0	14(14)	0(0)	3	3		
	人間科学専攻	10	0	2	0	0	0	12	0	0	10(10)	2(0)	2	3		
人文科学研究科 計		38	0	4	0	0	0	42	0	0	38(38)	4(0)	11	10	16	
自然科学研究科	物理学専攻	9	0	6	0	1	0	16	0	0	9(9)	7(0)	4	3	15	生命機能科学専攻（博士課程）は化学専攻（修士課程）と生物学専攻（修士課程）が基礎となっており、両修士課程の教員が担当しているため、生命機能科学専攻（博士課程）の専任教員数は記載していません。
	化学専攻（修士課程）	10	0	4	0	3	0	17	0	0	10(10)	7(0)	4	3		
	生物学専攻（修士課程）	5	0	1	0	1	0	7	0	0	4(4)	3(1)	4	3		
	情報システム工学専攻	12	0	1	0	3	0	16	0	0	8(8)	8(4)	4	3		
	生命機能科学専攻（博士課程）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-(-)	-(-)	4	3		
自然科学研究科 計		36	0	12	0	8	0	56	0	0	31(31)	25(5)	20	15	15	
社会科学研究科	経済学専攻（修士課程）	20	0	0	0	0	0	20	0	0	20(20)	0(0)	5	4	8	
	経営学専攻	22	0	2	0	0	0	24	0	0	21(21)	3(1)	5	4		
社会科学研究科 計		42	0	2	0	0	0	44	0	0	41(41)	3(1)	10	8	8	

() 内は教授の数を内数で示す。

※ 5月1日現在のデータであるため、後期開講科目のみを担当している兼任教員は含めておりません。

- [注] 1 専任教員については、(表19)のうち、大学院研究科の教育を担当する専任教員について作表すること。
 2 専門職大学院については、既存の研究科の1専攻として置かれている場合であっても、次表(表19-4)により別に作表すること。
 3 「専任教員数」欄には、学部・学科等の専任で、たとえば、その学部・学科等に基礎を置く当該研究科・専攻等においても専任として授業を担当している常勤教員数も含めて記入すること。その場合、前表(19-2)の専任教員が、本表にも専任教員に算入される。
 4 教育組織と教員組織が異なる場合も、大学院設置基準等における必要専任教員数に留意して大学院研究科の教育を担当する専任教員数を適切に記入すること。

- 5 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制教員を除き、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、専任者（研究条件等において専任教員と同等の者）のみを「専任教員数」の欄の「教授」、「助教授」、「講師」、「助教」の該当する欄（左側）に含めて記入するとともに、その数を「特任等（内数）」欄に内数で示すこと。専任者以外の特任者等については「兼任教員数」欄に含めて記入すること。
- 6 「研究指導教員」とは、大学院設置基準第9条第1項各号に掲げる資格を有する教員を指し、「研究指導補助教員」とは、研究指導の補助を行い得る教員を指す。
- 7 「研究指導教員数」欄の()には、教授の数を内数で記入すること。
- 8 「専任教員数」欄については、本表内では1人の専任教員を同一の課程に重複して算入しないこと。1人の専任教員を修士課程と博士課程の両課程においてそれぞれ専攻に限り専任とすることはできるが、どちらか一方の課程において、複数の専攻の専任とすることはできないので、留意すること。
- 9 「兼任教員数」欄には、学外からのいわゆる非常勤教員数を記入すること。なお、国立大学所属教員については、「兼任」、「兼任」を共に「併任」としている場合もあるが、学外からの併任である者は「兼任教員数」欄に記入すること。
同一の兼任教員が複数の学科を担当する場合は、それぞれ記入すること（重複可）。大学の状況によっては、兼任教員数の欄は専攻ごとではなく研究科全体で記述してもよい。
- 10 「設置基準上必要専任教員数」欄には、「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示 第175号）により算出した数値を記入すること。同表に基づかない算出方法により設置認可を得ている場合にはその数値を記入するとともに備考欄にその旨を記述すること。
- 11 「助手」欄には、学部・学科等の専任で大学院研究科の業務にも従事している助手数も含めて記入すること。
- 12 専任教務補助員（例えば、いわゆる副手、実験補助員等）、ティーチングアシスタント（TA）、リサーチアシスタント（RA）については、「備考」欄にその各々の名称と人数を記入すること。